

新規雇用される方の人件費に係る条件（補助金の対象となるもの）

以下の条件をすべて満たす必要があります。

- （1）週 20 時間以上の常用雇用者を新たに 1 人以上雇い入れること。
※ただし、いわゆる「雇い替え」は認められません。
※雇用に際し、公共職業安定所（ハローワーク）へ雇用保険関係手続きが必要です。
- （2）期間を定めずに雇用すること。または 1 か月を超える期間を定めて雇用すること。
※季節要因等による閉業期間がある場合は、その期間は継続的に雇用すべき期間から除くことができます。
- （3）奥尻町から補助金の交付決定通知を受けた後に雇用すること。
※通知を受ける前に雇用した従業員は、新規雇用に該当しないのでご注意ください。
- （4）この補助金を活用して行う事業（補助対象事業）の終了後も継続して雇用すること。

【その他】

給与・賃金の補助金上限額については、常勤雇用は月額 35 万円、非常勤雇用は月額 20 万円、パート・アルバイトは日額 8 千円となっています。

